２０２４年３月１６日

第10回日韓民事訴訟法合同大会

倒産法の近時の検討課題（デジタル化を踏まえて）

阿　多　博　文（大阪弁護士会）

第１　デジタル化に至る経緯と法改正の状況

１　背景

情報通信技術の発展や社会経済情勢の変化を踏まえ、一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点からの改正

２　民事裁判手続のデジタル化の流れ

（１）民事訴訟手続のデジタル化

２０１７年６月　閣議決定　「未来投資戦略２０１７」

２０２２年５月　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号。令和４年改正法）公布

施行日　全面施行は２０２６年３月までの政令で定める日。

ただし、２０２３年２月２０日、同年３月１日、２０２４年３月１日に一部施行。

（２）民事訴訟手続以外の民裁判手続のデジタル化

２０２１年１２月閣議決定　デジタル社会の実現に向けた重点計画

２０２３年６月　「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和５年法律第５３号。令和５年改正法）公布

施行日　全面施行は、２０２８年６月までの政令で定める日。

ただし、一部（ウェブ会議等を利用した期日への参加等）は、民事訴訟法等のデジタル化の全面施行日等に先行して施行。

＊　令和５年改正法の対象

人事訴訟及び家庭裁判所を管轄裁判所とする執行関係訴訟のほか、民事訴訟以外の民事裁判手続全般をその対象。

具体的には、民事執行、民事保全、倒産（破産、民事再生、会社更生等）、非訟事件、民事調停事件、労働審判事件、家事事件の各手続を対象。

第２　民事裁判手続のデジタル化の場面

１　申立て等のオンライン化・裁判記録のペーパーレス化

（１）全面化

ア　全面化とは、オンライン化・ペーパーレス化を裁判手続全体に及ぼすかという議論である。

イ　令和４年改正では、民事訴訟手続の全面的なオンライン化、ペーパーレス化が実現したが、令和５年改正において、破産手続等の全面的にオンライン化、ペーパーレス化が実現した。

（２）（限定的な）義務化

ア　義務化とは、申立て等の義務を負う者の範囲の議論である。

イ　書面管理等のコストの低減や、手続の迅速化・効率化等による社会全体のコストの削減を図る観点からは、インターネットを利用してすることが望ましい。

しかし、現状を踏まえるならば、一律に義務化すると、国民の破産手続等の利用の機会を事実上奪うことになりかねない。

ウ　そこで、改正破産法は、全ての申立て等の利用者に義務化するのではなく、弁護士のほか、破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理、保全管理人代理をいう。）として選任を受けた者に限定してシステムを使用した申立て等を義務付けている（改正破産法１３条、改正民訴１３２条の１１）。

エ　なお、申立て等にシステムを使用する義務を負う者は、申立て等及び受送達の双方において、システムの使用が義務とされている。

オ　中間試案では、システムを利用して申立て等をすることが困難であると認められる者を除くすべての者に対し、債権届出に際しシステムを利用することを義務付ける考え方が示されていたが、現時点では義務化は難しいとの意見が大勢であること等から、要綱案では採用されなかった。

２　ウェブ会議方式の利用

（１）ウェブ会議方式を導入するメリットとして、次の事項が挙げられる。

ア　当事者・代理人が裁判所に現実に出頭するための時間・費用等の負担の軽減。

イ　当事者・代理人が裁判所に出頭することが不要になるため日程調整が容易に。

ウ　裁判所に現実に出頭することが困難な当事者（高齢者、障がい者等）に、通信機器を介して手続に関与する機会を保障。

エ　裁判所に現実に出頭することに不安を抱く当事者（ＤＶ被害者や性犯罪被害者等－現実の法廷等で加害者と直接顔を合わせることや、裁判所への往復の際に危害を加えられることを危惧）に、通信機器を介して手続に関与する機会を保障。

（２）当事者は、裁判所に出頭する権利は保証されている（裁判所は当事者の出頭を拒めない。）。他方、相手方の対席を求める権利まではない。

（３）裁判所は、基本的には現実の法廷等で手続に関与することが必要とされている。

（４）改正法は、ウェブ会議方式での関与をリアルな出頭と等価には置いていない。相当性を要求する（場面によっては、当事者への意見聴取も要求される。）。

第３　破産手続等（破産法２条１項に規定する破産手続及び破産法１２章に規定する免責・復権に係る手続）のデジタル化

１　オンライン申立て等及びシステム送達

（１）オンライン申立て等

ア　破産手続等における裁判所に対して行う申立て等は、全ての裁判所において、オンラインにより裁判所のシステムを利用してすることができる（改正破産法１３条で改正民訴法１３２条の１０を準用）。

イ　破産手続開始の申立てや債権届出、破産管財人による裁判所への報告などがオンライン化されることになる。

ウ　申立ての方法は最高裁判所規則で定められるが、最高裁判所規則では、フォーマット入力方式を導入することが想定され、申立て等の利便性の向上が期待される。

（２）システム送達

ア　電子書類の送達は、原則として、出力書面を「書類の送達」の方法により送達するが、受送達者がシステム送達を受ける旨の届出をし、オンラインで通知を受ける連絡先の届出をしている場合には、システム送達の方法による（破産法１３条による、改正民訴法１０９条から１０９条の４までの準用）。

イ　システム送達とは、裁判所書記官において、①送達を受けるべき者が裁判所のシステムにアクセスして送達されるべき電磁的記録の閲覧をし、ダウンロードをできる措置をとるとともに、②送達を受けるべき者に対し、インターネットを利用してこの措置がとられた旨の通知をする規律（改正民訴法１０９条ないし１０９条の４）をいう。

ウ　破産手続等では、送達のほか、送付、相当と認める方法による告知または通知といったものがある。令和５年改正法は、これらについてもシステム送達の方法によることを認めている。

（３）オンライン申立て等の義務付け

ア　破産手続等では、委任を受けた代理人等にオンライン申立て等及びシステム送達の利用を義務づけている（改正破産法１３条による民訴法１３２条の１１の準用。）。

イ　破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理をいう。）にも、同様に義務づけている（改正破産法１３条による準用）。

ウ　破産管財人等の義務化の説明方法には、２つの方向がある。

①　破産管財人は、届出債権につき認否をしたり、任務終了に際しては報告をしたりするなど裁判所に申立て等をすることが少なくない。これら申立て等をオンラインで行うことにすれば、破産債権者表などの事件記録がペーパーレス化されることとあいまって迅速化・効率化が図られる（破産管財人・裁判所間のデータ利活用）。

②　破産管財人は、破産手続において裁判所が選任する機関であり、職務として関与するものであって、破産手続の迅速化・効率化に率先して取り組むべき者といえる。

エ　破産管財人は、不動産等の任意売却等の許可の申立てや、債権の認否書、財産目録及び配当表の提出などもオンラインですることになる。

２　提出された書面等及び記録媒体のデジタル化

（１）オンラインで提出された（裁判所の使用するシステムに記録された）電子データ

原則として、そのまま事件記録となる。

（２）破産手続等において裁判所に提出された書面に記載され又は記録媒体に記録されている事項

ア　裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をデジタル化して事件記録にしなければならない。ただし、当該事項をデジタル化することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。（改正破産法１３条による改正民訴法１３２条の１２及び１３の準用）。

イ　裁判所に提出された書面等に記載され又は記録媒体に記録されている事項のうち、次のものについては、デジタル化することを要しない。

①　第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

②　秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

③　当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

ウ　中間試案においては、記録の電子化を行うべき事件の範囲や支障部分にかかる電子化の例外の要否といった、破産事件特有の議論があったものの、要綱案ではこれらの議論に関連する定めは設けられなかった。

（３）裁判所等の作成する文書のデジタル化

　裁判官が作成する裁判書（改正民訴法２５２条、１２２条）並びに裁判所書記官が作成する調書（同１６０条）、及び破産における電子交付計算書及び電子配当表（改正破産法１９１条１項～３項）、電子破産債権者表等（改正破産法１１５条）について、最高裁判所規則で定めるところによりデジタル化するものとする。

３　デジタル化された事件記録の閲覧等

（１）請求主体に関するルール

デジタル化された事件記録について、閲覧等の請求主体に係る破産法１１条を基本的に維持し、次の規律を設けている。

ア　利害関係人は、デジタル化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付等の請求をすることができる（改正破産法１１条の２、１１条の３）。

イ　改正破産法１１条４項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をできない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない（改正破産法１１条の４）。

（２）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法

電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、最高裁判所規則に、次の規律を設けることにしている。

ア　利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

イ　申立人、破産者（債務者）、破産管財人等及び「債権者として閲覧等が認められた者」は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

４　期日におけるウェブ会議方式または電話会議方式の利用

（１）全体

令和５年改正法では、当事者等がウェブ会議方式や電話会議方式を利用して破産手続等に参加する仕組みを導入している。ただし、その要件や、ウェブ会議のみかウェブ会議または電話会議のいずれも利用が可能かなどについては、対象となる場面ごとにその特性を踏まえて差異を設けている。

（２）口頭弁論の期日

任意的口頭弁論（破産法８条）において、裁判所が相当と認めるときは、当事者は、ウェブ会議方式により関与することができる（改正破産法１３条による改正民訴法８７条の２第１項及び３項の準用）。

（３）審尋の期日

ア　審尋の期日では、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者は、ウェブ会議方式又は電話会議方式により関与することができる（改正破産法１３条による改正民訴法８７条の２第２項及び３項の準用）。

イ　参考人等の審尋について、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議方式を利用して参考人又は当事者を審尋することができる。

当事者双方に異議がないときは、電話会議方式を利用して参考人又は当事者を審尋することができる（改正破産法１３条による改正民訴法１８７条３項及び４項の準用）。

（４）債権調査期日

ア　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債権調査期日における手続を行うことができる（改正破産法１２１条の２）。

イ　民訴法８７条の２第１項では当事者の意見を聴くこととなっているが、債権調査期日でのウェブ会議の利用では、意見聴取について特段の規律を設けていない。

（５）債権者集会の期日

ア　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債権者集会の期日における手続を行うことができる（改正破産法１３６条の２）。

イ　債権者集会についてもウェブ会議形式が導入されているが、意見聴取について特段の規律を設けられていない。

第４　対処すべき課題－今後の実務運用

１　申立て等の義務化が一部に限定されたこと－届出債権者によるオンライン利用の推進

（１）民事訴訟手続におけるオンライン化のインセンティブ

ア　提訴費用の低額化

システムを利用した申立て（特定申立て）の手数料が一定減額されている。

イ　法人等に対する事前の包括的な届出を可能とする方法

民事訴訟手続では、後述のバックオフィス連携とも関連するが、自らが被告となる事件の訴えが提起された場合には当該事件についてシステム送達の届出をする旨をあらかじめ設定する機能を設ける方向で検討が進められている。

倒産手続においても、破産申立ての際の債権者一覧表に債権者の法人等番号が記載されていれば、包括的なシステム送達の届出をしている債権者に対しては、開始決定や債権認否の速やかなシステム送達も可能となる。

ウ　受送達とセットでのシステムの利用（規則事項）

電子申立て等をする者はシステム受送達がセット利用となるので、セット利用のメリット（事件記録の閲覧・複写での利便性の向上）を周知することで、電子申立てへ誘導する。

エ　バックオフィス連携との関係

裁判所と法務省とのデータ連携により法人等番号を提供することで、裁判所が登記事項証明書に記載された事項に係る情報を入手することができる場合には、登記事項証明書の添付の必要がなくなることが想定される。

（２）破産手続等におけるシステム利用のインセンティブ

現状の実務では入手困難な情報や資料、例えば、債権者集会で配付される資料（財産目録、収支計算書等）、廃止決定の提供（破産法２１７条４項）等のシステムでの提供。

（３）デジタルデバイドへの対応－サポーター制度の利用の可能性。

ア　申立て等をする本人がＩＤ・ＰＷを入力することができないときに、サポーターが自らのＩＤ・ＰＷを入力して申立て等のデータを記録し、かつ、本人がサポーターに入力を依頼したことを情報として記録することが必要。

イ　破産手続では、債権者による届出等は回数も限定されているので、デジタルデバイドな債権者がそこまでの手間・コストを掛けてまで、電子申立てをするインセンティブが働くかは疑問。

２　債権調査期日におけるウェブ会議方式の実施方法

（１）破産法における債権調査期日の位置づけ

ア　債権調査期日とは、破産債権者などの関係人が裁判所の面前に会合して、債権の存否等に関して口頭の陳述などの行為をなす時間を意味するとされる。

イ　債権調査期日では、裁判長が指揮をするが、裁判所の面前で行えば足り、法廷でなされる必要はなく、多数の債権者がある場合には裁判所庁舎外の会議場や公会堂などでなされることもある。債権調査期日は、憲法８２条の「対審」には該当せず、非公開の手続である。

ウ　破産管財人の出頭は、期日を開くための要件であり（破産法１２１条８項）、破産者は一般調査期日には出頭義務を負う（同条３項本文）。他方、破産債権者の出頭は期日開催の必要要件ではない。

（２）検討すべき事項

ウェブ会議方式で債権調査期日を実施する場合の留意事項として、次の事項が考えられる。

ア　非公開手続であり、現時点でのウェブ会議方式は、事前にホスト（裁判所）が破産管財人、破産者、破産債権者（ゲスト）に招待状を提供しておくことが必要。

破産管財人、破産者への招待状提供は容易であるが、破産債権者への招待状は、どのようにして通知するのか。破産開始決定時に指定するのか。

公告する場合でも、非公開性は担保されるのか。

イ　破産管財人、破産者は、出席を前提とするので、事前に招待状を通知すれば足りるが、破産者は、破産管財人事務所から関与するのか。独自の関与が可能か。

ウ　裁判官が机上で手続を開催する完全バーチャルな債権調査期日は可能か。

期日概念（時間概念）は、空間の存在を前提にするのかという疑問。

債権調査は、書面調査が原則であって、期日の実施自体が例外にすぎない。

３　債権者集会でのウェブ会議の実施方法

（１）破産法における債権者集会の位置づけ

ア　債権者集会は、債権者に対する情報開示の場であると同時に、債権者の意向を破産手続に反映させるための場としての意味を有する。

イ　債権者集会は、裁判所の指揮の下に開かれる（破産法１３７条）。通常は裁判所内で開かれるが、大規模事件では裁判所外の公会堂等で開かれることもある。

ウ　破産法が予定する債権者集会は、①財産状況報告集会（破産法３１条１項２号）、②異時廃止決定に際しての意見聴取集会（同２１７条１項）、①計算報告のための集会（同８８条・８９条）、④所定の者の申立てにより招集される集会（同１３５条）である。

エ　債権者集会の期日は、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならない（破産法１３６条１項）。

（２）会社法でのバーチャル株主総会の状況

ア　経緯

①　２００５年制定の会社法は、「株主総会の日時及び場所」を決定し、招集通知に記載することが必要（２９８条１項１号、２９９条４項）。

②　２０２１年６月施行の産業競争力強化法改正に伴い、会社法の特則として「場所の定めのない株主総会」に関する制度が創設された。

上場会社は、定款に定めを設けること等でバーチャルオンリー総会の開催が可能になる。

イ　株主総会実施形式

①　リアル株主総会

取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会。

②　ハイブリッド型バーチャル株主総会

ａ　ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴。

議決権行使の意思のある株主は、事前の議決権行使や代理人による議決権行使が必要。

ｂ　ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」し、議決権を行使して株主総会における決議にも関与。

③　バーチャルオンリー型株主総会

リアル株主総会を開催することなく、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」。

（３）留意事項

ア　破産手続における債権者集会として、どのようなパターンを想定するのか。

イ　出席型では、情報伝達の双方向性と即時性の確保が必要であるが、可能か。参加型では、事前行使が前提となるが、法制度として、事前行使が可能か。